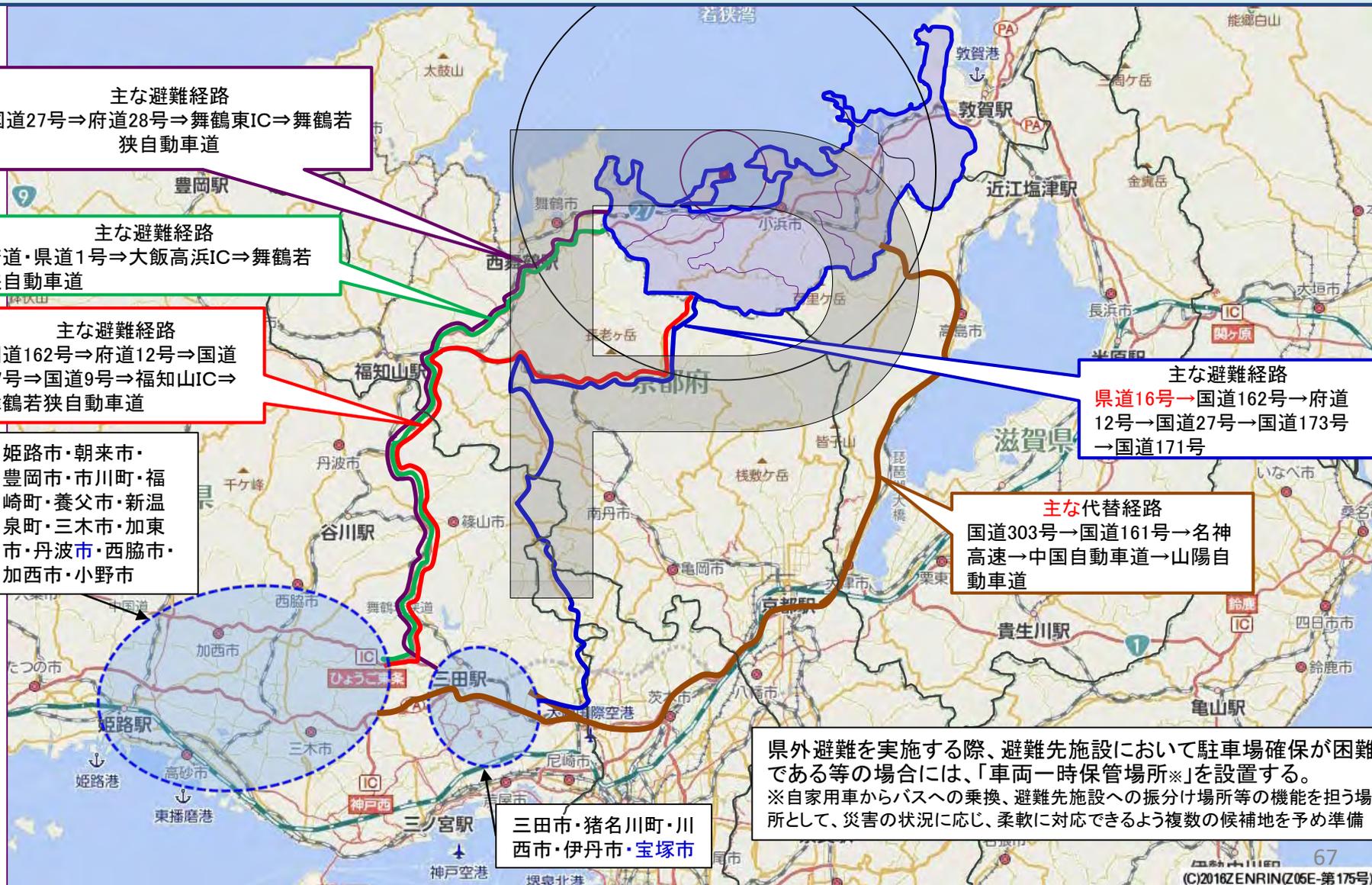


UPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- ▶ 60～64頁までに示した県外避難の場合における主な広域避難経路。
- ▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



主な避難経路
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道

主な避難経路
府道・県道1号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道

主な避難経路
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道

姫路市・朝来市・豊岡市・市川町・福崎町・養父市・新温泉町・三木市・加東市・丹波市・西脇市・加西市・小野市

主な避難経路
県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道173号→国道171号

主な代替経路
国道303号→国道161号→名神高速→中国自動車道→山陽自動車道

三田市・猪名川町・川西市・伊丹市・宝塚市

県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難である等の場合には、「車両一時保管場所※」を設置する。
※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け場所等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるよう複数の候補地を予め準備

複合災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内の半島部については、複合災害の発生等により道路が使用できないような場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設等における屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域についても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合に備え、臨時ヘリポートを整備するなど対策を実施。

<UPZ内半島部における臨時ヘリポート等整備場所>

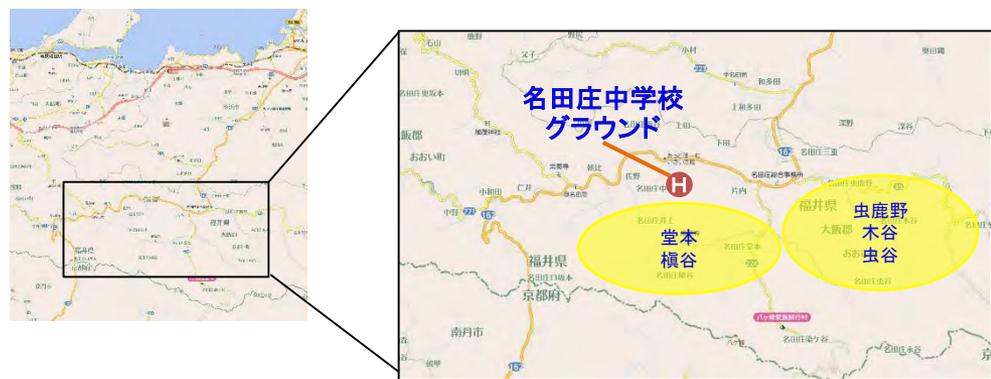
半島部	該当地区名
内外海半島	小浜市内外海地区
内浦半島	高浜町内浦地区
常神半島	若狭町岬地区、梅の里地区
敦賀半島	美浜町東地区

<UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備箇所>

中山間地域	該当集落名
おい町名田庄地区	榎谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄
遠敷地区	上根来、下根来
若狭町熊川地区	河内
美浜町新庄地区	新庄



- 岬小学校・三方中学校岬分校
(放射線防護施設)
収容予定人数(約100人)
(屋内退避施設)
収容予定人数(約500人)
- 若狭三方漁業協同組合
(屋内退避施設)
収容予定人数(約220人)



- <凡例>
- : 放射線防護施設(収容人数)
 - : 放射線防護施設以外の屋内退避施設(収容人数)
 - H: ヘリポート適地
 - : 港湾

- ※1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
- ※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

京都府におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- ▶ 京都府では、大飯原発からUPZ内にある医療機関、社会福祉施設(43施設2,255人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< UPZ内 >

< UPZ外 >

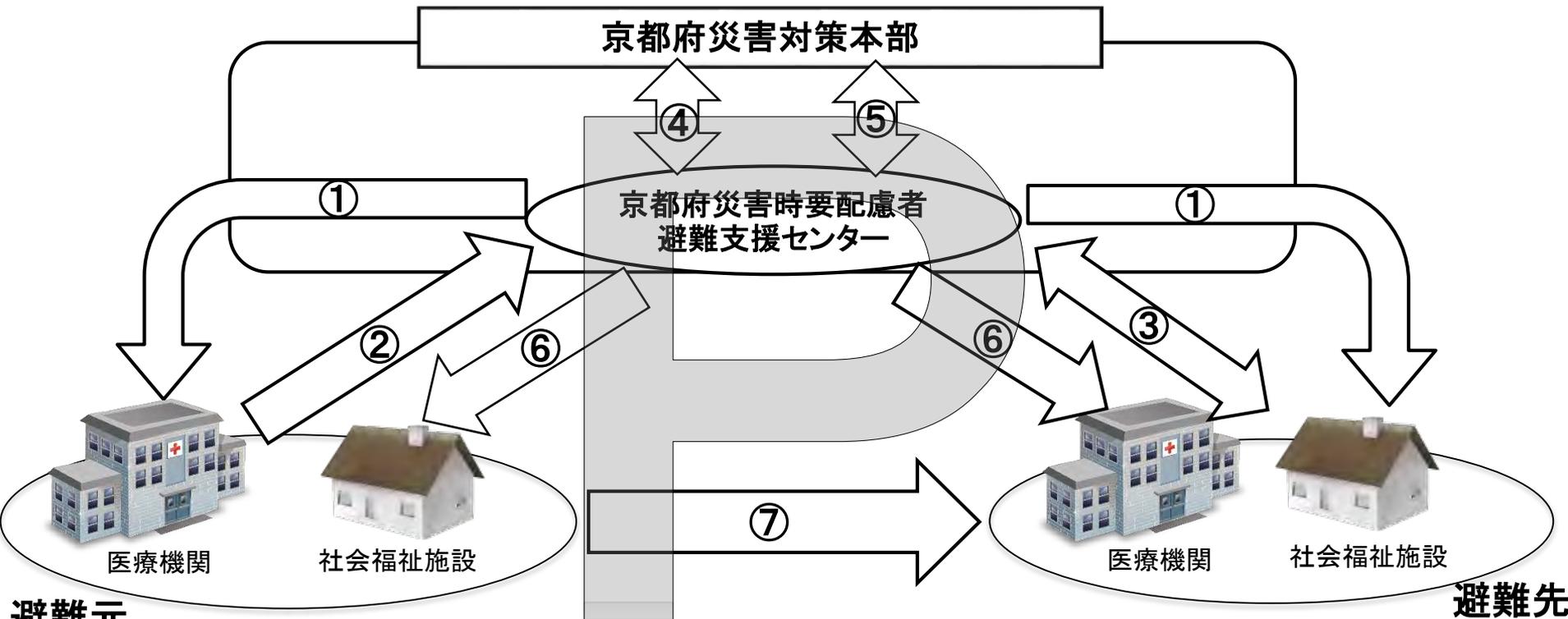
施設区分		施設数	入所者数
医療機関(病院・有床診療所)		12	1,080
社会福祉施設	介護保険施設等	22	965
	障害福祉サービス事業所等	7	109
	児童養護施設等	2	101
	小計	31	1,175
合計		43	2,255

受入候補施設数	受入可能人数
33	約1,540
64	約1,410
8	約270
11	約160
83	約1,840
116	3,380

受入先調整
 (京都府災害時要配慮者避難支援センター)

- ※1 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、**医療ケアが必要な約144人**については医療機関へ搬送
- ※2 平成28年3月31日現在
- ※3 京都市他府内市町に避難先を確保

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。



※1 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※2 京都市他府内市町に避難先を確保

マッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入れ先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施